

千葉県における低地遺跡調査の展望（その1）

大谷 弘幸・高梨 俊夫

1. はじめに

千葉県内における低地遺跡に対する調査の歴史は古く、昭和12年(1937年)の杉原荘介氏によって実施された市川市鬼高遺跡の調査が始まりといえよう。

また、昭和13年(1938年)以来数次にわたって調査が行われた、木更津市菅生遺跡では、弥生時代から古墳時代にかけての住居跡や井戸跡が検出されたほか、調査区を南北に横切って検出された古墳時代の大溝からは、木製農具や容器、琴板といった木製品が多量に出土している。このことは当時大変な話題となり、「西の唐古、東の菅生」といわれるほど、全国的にも注目を集める結果となった。

このように第二次大戦前後を中心とした時期においては、低地遺跡に対する調査が積極的に行われ、多くの成果とともに低地遺跡の先進地域としての評価を与えられていたといえよう。しかしその後しばらくの間、若干の調査例を除いて発掘調査の主力は台地上の遺跡に注がれていった。このような状況下において、近年にわかに低地遺跡の調査があいつぎ、千葉市神門遺跡や茂原市国府関遺跡、君津市常代遺跡、市原市市原条里制遺跡など、これまでにない大規模な調査が実施され、大きな成果を上げるとともに低地遺跡に関する関心もふたたび高まってきているといえよう。

ところが実際低地遺跡を調査すると、しばしばまったく予想もしなかった遺構の発見や遺物の多量な出土がある反面、ほとんど遺構も遺物も検出されずに終了する場合もある。また、調査方法の問題から遺構の検出が困難であったこともある。さらには台地上では想像もできない事態（遺物の取り上げや周辺環境への影響など）に遭遇し、調査員を困惑させているのが実態であろう。

そこで本稿では、これまでに実施された調査例や経験をまとめることによって、今後の調査の役に立てば幸いと考える次第である。

なお、今回は過去に千葉県文化財センターが調

査を行った遺跡を引用しながらその類型化をはかり、次稿以降において調査方法等についての検討を行いたいと思う。

2. 調査の現状

現在、われわれは遺跡の発掘調査を、確認調査、本調査の2段階の方法で行っている。このうち、確認調査は上層10%、下層4%の部分発掘を行うことによって、遺跡の性格を把握し、本調査範囲を決定することを目的としている。この場合の遺跡の性格とは、時代、種類（集落、墓地等）のみならず遺構のエネルギーまでも算出することを要求されている。これは開発行為に伴う行政発掘において期間、予算を適正に事業者に提示することによって円滑な調査を図ることができる点においてきわめて重要な作業である。しかし、ここで規定されている上層、下層の層序区分は上層が立川ローム層上面までの完新世堆積層、下層がそれ以下の更新世堆積層となっている。よって、これまで当文化財センターが主に行ってきた北総台地においてはこの層序区分において、上層確認調査は立川ローム層上面で検出される遺構、下層確認調査は立川ローム層中で検出される遺物をとらえればよかったのである。なぜなら、上層では遺構面は1面のみであり、下層では遺構が存在しない包含層のみであるという経験に基づいていたからである。

近年、当文化財センターでは市原条里制遺跡、菅生遺跡という二つの大規模な低地遺跡を手がけ、その調査方法についてさまざまな模索を試みている。特にその確認調査については多くの疑問と問題点が抽出され、職員研修会でも一部取り上げられたところである。また、市原条里制遺跡は30万㎡におよぶ広大な範囲を取り扱い、その試掘・確認調査方法は佐久間豊氏によって紹介されている（註1）。

低地遺跡の調査上の上層・下層の層序区分は台

地上の遺跡と同一に扱えるはずはないので市原条里制遺跡では、縄文・弥生時代を下層、古墳時代から中世を上層とし、菅生遺跡では旧石器から縄文時代を下層、弥生時代以降を上層と仮称している。

現在、上層・下層の層序区分は遺跡によって深度、状況によって適宜区分され、確認調査は上層10%、下層については適宜行っている。特に、下層の遺跡の認識は調査員の意識に統一が取れているとは思われない。

これは調査の経験のとぼしさからくる問題であり、この問題は千葉県における埋蔵文化財保護行政のみならず、学術的にも避けて通れない重要な緊急の課題であると判断したのでここに改めて問題提起をする次第である。

3. 低地遺跡の種類

低地遺跡については、この名称のほかに低湿性遺跡や低湿地遺跡、泥炭層遺跡などの言葉が使われており、その使用方法についての厳密な区別はないといえよう。ここでは台地上の遺跡に相対する用語として、便宜的に「低地遺跡」を使用することとしたい。

さて、低地遺跡からは台地上で検出される住居跡や古墳、貝塚といったもののほか、低地ならではの水田跡や水路なども検出される。また、遺物においても土器や石器はいうにおよばず、水分などにより外気から遮断されている場合には、鉄製品や木製品などの通常残りにくい遺物についても、良好な状態で出土することは周知の通りである。

このように多種多様な遺構や遺物の残り方がみられるわけであるが、それらはある程度地形の把握によって種類を想定することが可能ではないかと考えられる。それは現在われわれが目にしていく田園風景が、原始・古代においても同じであったとは限らないことから、如何にして古い地形を復元することができるかにかかっていると見えよう。

かつて西山太郎氏は低地遺跡を立地状況から低地遺跡と低湿地遺跡とに分け、低地遺跡を「低位段丘、砂洲ないし砂堤上の遺跡」として、また低湿地遺跡を「後背湿地などに遺物が落ち込んで包含層を形成したもの」として区別して遺跡のあり方を示そうとしている(註2)。ところがその後の調査例の増加によって、さらに多くのパターンが明らかとなっている。

そこで、次にこれまでの調査を例にして、さらに細かく地形と遺構・遺物の関係について見ていくことにしたい。

4. 低地遺跡の類型と遺構埋没状況の基本パターン

一概に低地といっても、地形的には海岸平野、谷底平野、海岸段丘、河岸段丘、砂丘堤、自然堤防、後背湿地、等さまざまである。これらは海進、海退、隆起、沈降、河川の氾濫等の要因で形成されたのであるが、いつ頃までに形成されたのかは現況でもわかる砂丘列上の古墳やもちろん調査された遺跡によって知ることができる。しかし、遺跡の形成された時代は単純ではなく、低地の場合、海進時と海退時とでは地形の様相がまったく異なっているので、現況地形の観察のみではなかなか地下に埋没している微地形の理解は困難である。よって、いままでも文化財センターが調査を行った遺跡について立地による遺跡の類型化をし、それぞれの遺跡の内容を検討してみたい。

I：海岸平野型

A：後背湿地型

市原市市原条里制遺跡を標識とする。海岸線に平行する路線幅の調査区からは弥生時代以降の水田跡、古代の官道跡、縄文時代の貝塚を検出している。考古学的な層序年代およびテフラによる層序年代により、遺構の時期決定が可能である。遺跡の埋土は沖積層と湿地状態の時形成された泥炭層、そして小河川と風雨により供給された弥生時代以降の堆積土である。

B：砂丘・後背湿地型

八日市場市大塚・塔ノ前遺跡を標識とする。八十九里平野北部(木戸低地)に所在するこの遺跡は、砂丘上で中世の溝状遺構、後背湿地の砂層中から縄文時代後・晩期の土器を検出している。

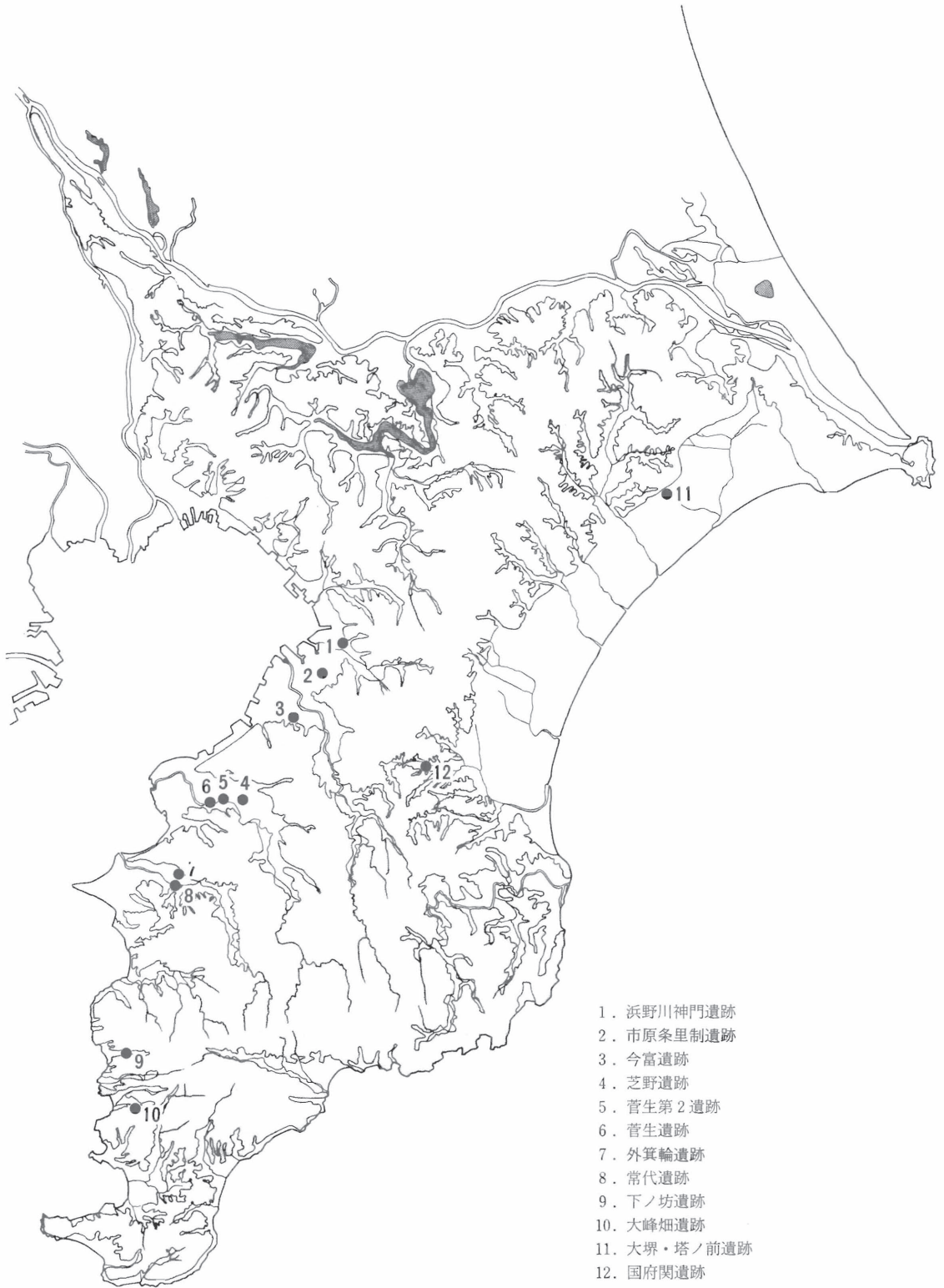
C：砂州型

千葉市浜野川神門遺跡を標識とする。神門遺跡は砂州上に縄文時代前期の貝塚、その上部には泥炭層が形成され弥生時代から平安時代の遺物包含層を検出している。泥炭層下部にはテフラも確認されている。

II：谷底平野型

A：自然堤防・後背湿地型

木更津市菅生遺跡、芝野遺跡を標識とする。小



1. 浜野川神門遺跡
2. 市原条里制遺跡
3. 今富遺跡
4. 芝野遺跡
5. 菅生第2遺跡
6. 菅生遺跡
7. 外箕輪遺跡
8. 常代遺跡
9. 下ノ坊遺跡
10. 大峰畑遺跡
11. 大塚・塔ノ前遺跡
12. 国府関遺跡

第1図 近年調査された低地遺跡

櫃川中流域に所在する両遺跡では弥生時代以降複数の遺構確認面が存在した。自然堤防上には弥生時代以降の集落、後背湿地には弥生時代以降の水田が重層的に展開し、その景観はほとんど現在と変わっていない。また、縄文時代以前については海進時に形成された砂層、湿地状態で形成された泥炭層や更新世に形成された砂礫層まで確認されている。

B：埋没支谷型

市原市今富遺跡、富山町大峰畑遺跡を標識とする。奈良・平安時代に埋没した、自然流路とその周辺に存在した集落跡が検出されている。双方とも、砂礫層や岩盤など遺構検出面がかなり古い時代の地層であることが特徴である。

C：河岸段丘型

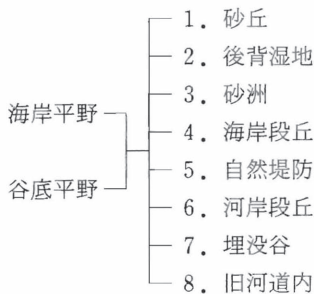
君津市外箕輪遺跡、鋸南町下ノ坊遺跡を標識とする。弥生時代から中世の集落遺跡が粘土層または砂礫上で確認され、双方とも中世の館跡を検出している。

D：旧河道内型

木更津市菅生第2遺跡を標識とする。小櫃川の旧河道内に堆積した遺物を検出している。

以上、千葉県における低地遺跡の立地を地形別にまとめてみると以下のようになると思われる。

低地遺跡



5. 低地における層序年代の確立

低地においても台地上と同じように何時代の層を掘っているのか判ったら、どんなに調査がやりやすくなるだろうかと思う。この願いに答えてくれる可能性をもつのが縄文時代以降に降灰したいわゆる、新期テフラである。

縄文時代以降においても火山灰は数度にわたり降下している。宝永テフラを目にした方は多いと

思われるが、このような時代を決定できる火山灰が他にも必ずあるはずである。現在、低地、台地を含めてテフラの分析を積極的に進めているところであるが、低地で検出されたテフラについて市原条里制遺跡と菅生遺跡の例を紹介しよう。

市原条里制遺跡では、縄文時代後期の富士山系のテフラ、平安時代、天仁元年（1108年）の浅間Bテフラ、江戸時代、宝永4年（1707年）の富士宝永テフラの3種類のテフラを検出している。

菅生遺跡では、縄文時代後期の富士山系のテフラと江戸時代の富士宝永テフラの2種類が検出され、富士宝永テフラはもちろん、縄文時代後期のテフラも市原条里制遺跡のものと同定されている。

もう一つ、鍵層となる可能性をもつのが、海成砂層である。海進時に供給された海砂であり、貝が混入していれば判別はしやすい。しかし、縄文時代のどの時期に形成されたものであるかは、結局遺物からでないかと判断はできない。

以上のようにテフラによる層序年代を確立する必要があるものの、地域・立地によって土の堆積状況が異なるため、これが低地遺跡の層序年代を決定する万能のものとはなり得ない。だが、小地域、水系単位の基本層序を作成することは可能であり、データの蓄積が待ち望まれるところである。

6. 地域性の配慮

低地遺跡を類型化し検出はしたが、遺跡の埋没状況および遺存状態はその後の地殻変動に大きく左右されるということを念頭においておかなければならない。例えば、房総半島南部の館山市周辺は土地が隆起し、大河川が存在しないことから、海退後の土砂の供給が少ないことが想像される。これに対し、土地が沈降している東京湾の奥に位置する市川市・浦安市周辺は土砂の供給が多く、遺構が数mも下に埋没しているであろうことが想像される。

よって、低地の遺跡を調査するときには立地とともに地域的な地殻変動の状況も十分配慮することが必要である。

7. 事前調査

いままでみてきたように、一概に低地遺跡といってもさまざまなパターンが存在することが明らかになった。その要因となる多くの部分が地形に

よっていることもすでに述べてきたところである。

ここでは低地遺跡の調査に入るにあたって事前に調査地域の古地形を把握し、遺構の種類を想定しておくためには何をしたらよいかを、気の付く限りにおいて提示しておきたい。

(1) 地形図

なるべく古いもので、縮尺の大きいものを使用して、一見フラットに見える低地における地面の高低を確認する。この場合地形図のなかには水田部分の標高が明記されていないものもあるので注意しなければならない。

(2) 土地条件図

国土地理院発行のもので、現在地表面に残されている旧河道や自然堤防、砂丘列などを把握し、その土地の成因を調べる。

(3) 航空写真

昭和20年代または昭和30年代の比較的古い時期に撮影された航空写真を利用して、当時の水田の状況を観察する。また、航空写真には埋没した谷は黒く、砂丘列は白く写ることがあり、幾筋もある旧河道についても、水田区画の並び方から新旧関係を復元でき有効である。

(4) ボーリングデータ

大きな開発を行う場合、ほとんどボーリングを実施しており、そのデータを利用して土壌の堆積状態や土質、埋没谷の位置と深さなどを知ることが重要であろう。その場合にできればコアサンプルも見せてもらおうと調査時の遺構確認にも便利である。また土質の把握においては、砂質土の場合では砂丘・自然堤防・旧河道など、泥炭土の場合では沼沢地、グライ土の場合では水田になっていることが多く、ある程度の目安になる。

(5) 地籍図

特に、条里制水田跡が想定される場合においては、今後調査をする目安にするために必要になってくる。また、条里区画が乱れているところなどは埋没谷の部分にあたることもあり、地下の状況を知る手がかりとなる。

以上のような資料は、本来現地踏査段階において準備しておくのがベストであり、これらのデータから地下にある遺構の種類や広がりを想定し、調査方法も検討できるものと考えられる。

このような資料の収集と資料データの解析などは、個人の力量では限られたものになってしまう。

収集、解析などは組織だった行動が必要であり、これまで研究されてきた地理学の分野の成果とも照らして行われなければならないだろう。特に地籍図に関しては、圃場整備が終了した段階で処分される場合が多く、その収集は急務といえよう。

8. おわりに

私たちが、千葉県文化財センターにおいて低地の遺跡を初めて調査したのは昭和62年度、君津市外箕輪遺跡、八幡神社古墳（高梨）、昭和63年度、市原条里制遺跡（大谷）である。笹生衛氏、柴田龍司氏とともに湧水と格闘しながら調査した記憶が思い出される。今となれば、基盤層の概念や湧水対策など認識が甘かったと折に触れ談笑する次第である。ようするに、どこまで掘ればいいのか、その不安が低地の調査ではいつもつきまとうのである。その後、大谷は市原条里制遺跡を継続調査し、高梨は鋸南町下ノ坊遺跡、君津市郡遺跡、木更津市菅生遺跡、富山町大峰畑遺跡、市原市村上遺跡、館山市長須賀条里制遺跡といういずれも低地遺跡を調査し、次第に湧水対策等の発掘技術が考案され、現在はほとんど水に悩まされることなく、調査が行えるようになっていく。今後は遺跡からより多くの情報を引き出せるよう、次の段階に進む時期にきているのではないだろうか。

低地遺跡は概して、その所在が確認されにくいとされてきた。それは台地上と比べて複雑な埋没過程をたどったことと、後世の開発が加わり旧地形が失われてしまったためだと思われる。今回紹介した低地遺跡の立地別の類型化が遺跡の所在確認並びに性格の把握の一助となれば幸いである。さらに遺跡の範囲を的確にとらえるために試掘・確認調査の方法を確立することが必要と考えるので今後も検討していきたいと考えている。

遺跡は台地上のみにあらず、人間の手はより低地に加えられていることをわれわれは忘れてはならない。

註

- 1 佐久間豊 1990 「低湿地遺跡における試掘・確認調査方法の一例」『考古学ジャーナル』327
- 2 西山太郎 1989 「千葉県における低地遺跡研究の現状」『竹篋』第6号